

第 863 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 7 年 11 月 20 日開催

紫 波 町 農 業 委 員 会

第 863 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 863 回紫波町農業委員会総会は、令和 7 年 11 月 20 日、紫波町役場に招集された。

- 1 開催日時 令和 7 年 11 月 20 日(火) 午後 1 時 30 分から 午後 1 時 53 分
- 2 開催場所 紫波町役場 302 会議室
- 3 議事日程
 - 日程第 1 議事録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について
報告第 2 号 農地法第 5 条に係る許可処分を取り消しについて
 - 日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について
 - 日程第 5 議案第 2 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
- 4 出席委員 (11 名)

1 番 蒲生庄平 君	3 番 大沼仁志 君	4 番 鈴木芳勝 君
5 番 山田 譲 君	6 番 佐藤武士 君	7 番 菅川 正 君
8 番 高橋伸夫 君	9 番 横沢一則 君	10 番 佐藤廣志 君
11 番 工藤姫子 君	12 番 岡市充司 君	
- 5 欠席委員
2 番 若菜千穂 君
- 6 遅刻委員 な し
- 7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長	高田 浩一 君
事務局次長	吉田 裕之 君
主任	藤根あけみ 君
主任	横沢三重子 君

○事務局長（高田浩一君）

ただ今から、第 863 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

日に日に寒くなってきました。皆さん、タイヤ交換はお済でしょうか。体調管理には十分お気を付けください。大谷選手が MVP を受賞しました。暗いニュースが多い中、大谷選手の活躍で楽しく過ごすことが出来ました。先日、キャラホールで開催された岩手県農業委員会大会に参加された委員の皆さんは大変お疲れさまでした。大会は、いつもどおり功労表彰、要請決議、講演会の内容でしたが、気になったのは、講演の中で、現農水大臣が農水省に 7 年しかいなかったとの話があり、昔の農水省の方針に戻るのではないかと心配

です。その後の矢巾町との交流会も楽しく過ごすことができ良かったと思います。要請文は県、国へ届けるとともに、11月26日と27日に東京で行われる全国大会に併せ、県選出国會議員に直接要請してまいります。これから寒さが増してきます。皆様体調には十分お気を付けください。

それでは本日の総会審議よろしくをお願いいたします。

○事務局長（高田浩一君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長に任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いします。

（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

欠席通告は、2番 若菜千穂委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において10番 佐藤廣志委員、11番 工藤姫子委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が21件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について

報告第2号 農地法第5条に係る許可処分の取り消しについて

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が20件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

続きまして7ページをご覧ください。報告第2号 農地法第5条に係る許可処分の取り消しについて1件の届けがあり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案は8ページになります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、ご説明をいたします。

農地法関係調査資料は1ページからになります。併せてご覧ください。

（議案書朗読）

この案件につきましては、11月17日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしく願います。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号1番と2番は、効率的な耕作をするため組田を解消するものであり、今までの耕作者に所有権を移転しようとするものです。譲受人は、自分が所有していない大農機具での作業は生産組合に委託しており、今後も適切な耕作が見込まれるため、問題がないと思われます。

付議番号3番の所有者は非農家であり、知り合いに耕作を依頼していましたが、農地を手放したいという意向があったため、近隣耕作者に売り渡すものです。譲受人は、家族の協力があり、規模拡大の余力があることや、大農機具での作業は生産組合に加入しており、問題がないと思われます。

付議番号4番の譲渡人は、県外在住で、農地を管理することが困難であるため、知人に売り渡すものです。当該農地は現在、遊休農地であることから、農地の再生が必要になっております。譲受人は会社役員兼農業であり、譲受人の会社で所有する重機等で、農地の再生を行う計画であることから、今後の農地管理は適正にされることが期待されます。

農地調整小委員会では、この案件は農地の最適化を図るものとして、地域との調和要件についても、問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第1号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第5 議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任（藤根あけみ君）

議案10ページになります。議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、ご説明をいたします。農地法関係調査資料は9ページでございます。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、11月17日に現地調査を実施しております。当該証明書

の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 2 号 農地法の適用外証明願に対する現地調査を 11 月 17 日に藤原康則推進委員、菅原大介推進委員、事務局長と私の 4 人で現地調査をしてきましたので報告いたします。

付議番号 1 番は、現地は旧水分小学校の近くで、運送会社が町から取得した土地を駐車場として利用しようとするものです。以前は水分児童館があった土地であり、周辺に農地もなく支障はないと見てまいりました。報告は以上です。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

○11 番（工藤姫子君）

現地調査に際は、議案に現地調査の年月日とか実施者の記載があったと思いますが、ここに記載はいらないのでしょうか。

○主任（藤根あけみ君）

用途変更の報告には記載していますが、適用外は委員から報告があるので議案には記載しておりません。

○8 番（高橋伸夫君）

もとは町有地とすれば、町で単に地目変更しないで使っていたということですか。

○主任（藤根あけみ君）

土地取得当時、町は土地収用法を使い転用等は不要でしたが、今回、民有地となり地目変更するためにあらためて申請してもらったものです。

○議長（岡市充司君）

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 2 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 2 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 863 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 1 時 53 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員